

入 札 説 明 書

件名：注射薬払出システム

令和8年7月

新潟市民病院事務局管理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市民病院契約規程（平成20年新潟市民病院管理規程第26号。以下「規程」という）、新潟市民病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成20年新潟市民病院管理規程第28号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

注射薬払出システム 一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり。

(3) 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

(4) 履行期限

契約の日から令和9年3月26日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 仕様書に記載の参考銘柄と同等以上の性能を有する製品の調達を提案する場合、同等品申請書（別記様式第3号）を提出できる者であること。

3 問い合わせ先等

新潟市民病院事務局管理課用度グループ

郵便番号950-1197

新潟市中央区鐘木463番地7

電話 025-281-5151（代表） 内線3108

電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を、令和8年8月28日午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は新潟市民病院事務局の開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

(2) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認結果については、上記4(1)により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和8年9月8日までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時、場所

令和8年9月16日(水) 午前10時00分

新潟市民病院 301会議室

- (2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和8年9月9日(水)から令和8年9月15日(火)午後5時まで(必着)に上記3の場所へ提出すること(書留郵便に限る)。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書(別記様式第5号)を令和8年7月31日(金)から令和8年8月21日(金)午後5時までに上記3の場所へ持参、電子メールにより提出すること。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場することができない。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に上記4(3)の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(別記様式第7号)を提出すること。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することはできない。

- (9) 入札参加者又はその代理人は、入室の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名及び押印(外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

ただし代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名、受任者名(代理人の氏名)及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名、数量、単価及び金額

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

- (10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

- (11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

- (12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6(1)の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。
- (19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停

止し、又は解除することがある。

1 0 契約保証金

新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

1 1 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 支払いの条件

納入物品等の代金は、当院の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

1 3 契約条項

別添「契約書（案）」による。

1 4 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和8年8月19日（水）までに次の申請先に提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：025-226-2213（直通）
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

1 5 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市病院事業管理者

(申請者) 所 在 地
称号又は名称
代 表 者 氏 名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目		摘 要
入 札 公 告 年 月 日		令和8年7月31日
公 告 番 号		新潟市民病院契約公告第5号
調 達 物 品 名		注射薬払出システム
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		☐ 済 ☐ 申請中 業 者 コ ー ド :
添 付 書 類		☐ 同等品申請書 (別記様式第3号) ※ 該当する場合のみ必要
連絡先	担 当 者	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

(別記様式第 5 号)

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者) 印
(電話番号)
(FAX番号)

- 1 公 告 番 号 : 新潟市民病院契約公告第 5 号
2 調 達 物 品 名 : 注射薬払出システム

質疑事項

- 注 1 回答は、本質疑書の提出後 10 日以内に、新潟市民病院ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。
- 注 2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注 3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

同等品申請書

公 告 番 号 新潟市民病院契約公告第5号

件 名 注射薬払出システム

(/ 枚)

No.	品名	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり性能資料を添え，同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

㊞

受 任 者

㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金額			円		
履 行 場 所					
品 名	品質・規格	数量	単価	金額	

(注) 入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委 任 状

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名 印

受 任 者 氏 名

印

記

件名

記載例

〇〇年〇月〇〇日

受任者 (※1) 新潟支店長 ○○ ○○ ○○ ○○ (印)

同一の印

代表者印

(※2) 新潟市入札参加資格登録において「使用印鑑届」で届け出ている社印、代表者印を押印してください。

仕様書

1 調達物品名

注射薬払出システム

2 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木4 6 3 番地7）

3 履行期限

令和9年3月26日

4 調達物品

（1）物品名

注射薬払出システム 一式

（2）要求仕様

当該装置は、別紙「技術的要件」を満たしたものであること。

（3）対象機器（参考銘柄）及び構成内訳

入札対象機器の詳細および構成内訳は、別紙「注射薬払出システム明細書」のとおりとする。

（4）付随費用

本入札金額には次の費用を含む。

- ① 入札対象物品の運搬・搬入・設置・調整費等
- ② 関係法令に基づく全ての申請関係書類の作成及び計測・試験等
- ③ 基本制御費用、導入支援費用、注射解析システム連携費用

（5）保守体制

①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

②支援体制

年間を通じて24時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けた場合、迅速に対応ができる体制であること。

③保証期間

納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

（6）設置条件

①入札後実際の納入期日までにモデルチェンジ等により、対象物品を納入することができなくなった場合には、病院側と協議のうえ後継機種を納入すること。

②取扱説明

取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。

5 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

仕様書別紙【技術的要件】

1 注射薬自動払出システム

1-1 制御・導入エンジニアリング

- 1-1-1 注射薬自動払出システムは、注射薬品や注射箋などを、処方データごとにトレーにまとめて払い出すことができるシステムであること。
- 1-1-2 注射薬品の処方データを、現行の調剤システムから受信できること。
- 1-1-3 1時間あたり 600 件以上の施用データを払い出せる処理速度であること。
- 1-1-4 注射薬品カセットは、薬品を整列させて収納できること。
- 1-1-5 カセットは先入れ先出し方式であり、過去に補充された薬品から順に払い出せること。
- 1-1-6 処方データに基づいて、以下のものを自動的に小分けトレーに払い出せること。
 - アンプル ●バイアル ●プラスチックアンプル ●輸液ラベル ●注射箋
- 1-1-7 薬品を払い出すトレーは、内部を小分けトレーで4分割できること。
- 1-1-8 小分け用トレーを用いてトレー内部を4か所に分割し、それぞれに処方データごとに薬品を払い出せること。
- 1-1-9 使用するトレーは、A4サイズの注射箋を折らずに入れられる大きさであること。
- 1-1-10 トレー側面には、以下の情報を表示できるトレー表示器を取り付けられること。
 - 患者名 ●施用日 ●病棟名
- 1-1-11 薬品やラベルなどの消耗品が不足した場合、画面の表示や音声で通知できること。
- 1-1-12 空トレーが足りない場合や、完了トレーが積載量の上限に達した場合、画面の表示や音声で通知できること。
- 1-1-13 プリンターの紙詰まりや、トレー表示器との通信エラーが発生した場合、画面の表示や音声で通知できること。
- 1-1-14 装置に電源を供給できない状況でも、薬品を取り出せる構造であること。
- 1-1-15 すべてのユニットに非常停止ボタンを装備していること。
- 1-1-16 サカセ化学工業製のトレーを使用できること。
- 1-1-17 サカセ化学工業製のカートを使用できること。
- 1-1-18 既存の注射薬品払出システムと同等の性能であること。
- 1-1-19 既存の注射薬品払出システムで使用している以下の物品を使用できること。
 - トレー ●カート ●トレー台車
- 1-1-20 すべてのユニットは正面からメンテナンスができる構造であり、背面を壁に接する配置もできること。
- 1-1-21 注射薬払出装置の構成ユニットは、以下の通りであること。
 - 空トレー装置：2台 ●ラベルプリンター装置：1台 ●薬品返納払出装置：1台
 - アンプルバイアル払出装置：1台 ●注射せんプリンター装置：1台
 - 完了トレー装置：2台
- 1-1-22 制御PCの台数は1台であること。
- 1-1-23 すべてのユニットの奥行きは1000mm以内であること。

1-1-24 調剤システムと同一のマスター管理ができること。

1-2 アンプルバイアル払出装置（整列方式）

1-2-1 アンプルバイアル払出装置は、注射薬品のカセットを搭載し、処方データに応じて薬品を払い出せる装置であること。

1-2-2 注射薬品カセットは、装置 1 台につき 192 個以上搭載できること。

1-2-3 すべてのカセットは、薬品を整列させて補充できる構造であり、過去に補充された薬品から順に払い出せること。

1-2-4 カセットは、カセット棚に 8 個以上並べて搭載できること。

1-2-5 一段のカセット棚に搭載した複数のカセットに対して、同時に薬品を補充できる構造であること。

1-2-6 カセットは上面に蓋が無い構造で、カセット棚から取り出さずに薬品を補充できること。

1-2-7 薬品カセットの配置を換える場合に、部品を交換する必要がないこと。

1-2-8 カセットは蓋が無い構造であり、薬品を直接補充できること。

1-2-9 カセットは内部に傾斜を設けた構造であり、薬品を補充しやすく、円滑に払い出せること。

1-2-10 カセットは内部にバネなどの金属部品が露出していない構造で、薬品が破損しにくいこと。

1-2-11 薬品カセットは、以下のような紙で包装された薬品を払い出せること。

●ケイツーN 静注 10mg ●メチコバル注射液 500 μ g など

1-2-12 薬品カセットは、以下のような小型のプラスチックアンプルを払い出せること。

●カルチコール注射液 8.5%5mL ●アスパラカリウム注 10mEq など

1-2-13 処方の傾向や薬品の払出し数量に応じて、同一の薬品を複数のカセットに収納できること。

1-2-14 既存の注射薬品払出システムで使用しているカセットと入れ替えて使用できること。

1-2-15 直交ロボットを搭載し、高速で薬品を払い出せること。

1-2-16 処方データに対して薬品が不足している場合、薬品名とカセットの番号をモニターに表示できること。

1-2-17 装置に電源を供給できない状況でも、薬品を取り出せる構造であること。

1-2-18 外形寸法は、W1300mm×D850mm×H1850mm 以内であること。

1-2-19 重量は、698kg 以内であること。

1-3 注射せんプリンター装置

1-3-1 注射せんプリンター装置は、処方データに応じて注射箋を自動的に払い出せる装置であること。

1-3-2 ロボットアームが注射箋を掴んでトレイまで搬送する構造であり、正確にトレイに払い出せること。

1-3-3 注射箋は、A4 以上のサイズを印刷できること。

1-3-4 注射箋には、Windows OS におけるすべての標準のフォントを印字できること。

1-3-5 注射箋はカラー印刷ができること。

1-3-6 注射箋には、以下の項目を自由にレイアウトして印刷できること。

- 患者 ID・氏名 ●病棟名 ●診療科名 ●年齢 ●生年月日 ●性別 ●医師名
- 薬品名 ●保存区分（冷所・暗所） ●薬品区分（輸液・毒薬・劇薬） ●至急区分
- 施用量・単位・回数 ●オーダー番号

1-3-7 注射箋には、投薬確認時に使用する患者リストバンドと照合できるバーコードを印字できること。

1-3-8 注射箋は、薬剤部用と病棟用の2部を印刷できること。

1-3-9 2台のプリンターを搭載し、1台にエラーが発生した場合でも平常通りに印刷ができること。

1-3-10 緊急時には、装置以外のプリンターから注射箋を印刷できること。

1-3-11 外形寸法は、W1000mm×D850mm×H1850mm 以内であること。

1-3-12 重量は、444kg 以内であること。

1-4 ラベルプリンター装置

1-4-1 ラベルプリンター装置は、処方データに応じて輸液ラベルを自動的に払い出せる装置であること。

1-4-2 ロボットアームが輸液ラベルを掴んでトレイまで搬送する構造であり、正確にトレイに払い出せること。

1-4-3 複数枚の輸液ラベルを、一つのトレイにまとめて払い出せること。

1-4-4 施用や Rp ごとに発行した輸液ラベルを、小分けトレイに個別に払い出せること。

1-4-5 輸液ラベルは、以下のサイズを印刷できること。

- 90mm×50mm

1-4-6 輸液ラベルには、Windows OS におけるすべての標準のフォントを印字できること。

1-4-7 輸液ラベルには、以下の項目を自由にレイアウトして印刷できること。

- 患者 ID・氏名 ●病棟名 ●診療科名 ●年齢 ●生年月日 ●性別 ●医師名
- 薬品名 ●保存区分（冷所・暗所） ●薬品区分（輸液・毒薬・劇薬） ●至急区分
- 施用量・単位・回数 ●オーダー番号

1-4-8 輸液ラベルには、投薬確認時に使用する患者リストバンドと照合できるバーコードを印字できること。

1-4-9 2台のプリンターを搭載し、1台にエラーが発生した場合でも平常通りに印刷ができること。

1-4-10 緊急時には、装置以外のプリンターから輸液ラベルを印刷できること。

1-4-11 外形寸法は、W780mm×D850mm×H1850mm 以内であること。

1-4-12 重量は、334kg 以内であること。

1-5 薬品返納払出装置

1-5-1 薬品返納装置は、処方の変更などにより使用せずに返品された薬品を識別、再利用するために仕分けられる装置であること。

1-5-2 装置1台につき、1260本以上の薬品を収納できること。

1-5-3 無作為にトレイに入れて返品された薬品を、自動的に整列させて収納できること。

1-5-4 薬品のGS1データバーをスキャンすることにより、薬品種を識別できること。

1-5-5 薬品の使用期限を自動的に読み取れること。

1-5-6 同一の名称で規格の異なる薬品を正確に識別できること。

1-5-7 処方データに応じて、返品された薬品を優先的に払い出せること。

1-5-8 使用期限切れの薬品や GS1 データバーを読み取れない薬品は、保留用のトレーに収納できること。

1-5-9 外形寸法は、W1600mm×D1000mm×H1850mm 以内であること。

1-5-10 重量は、920kg 以内であること。

1-6 空トレー装置（トレー脱着装置 方式）

1-6-1 空トレー装置は、薬品や注射箋を払い出すトレーを供給できる装置であること。

1-6-2 装置 1 台につき、深型トレーを 26 個以上積載できること。

1-6-3 トレー脱着装置を自動的に装置内に引き込めること。

1-6-4 トレー脱着装置を用いて、一度に 13 個以上のトレーを補充できること。

1-6-5 トレーが不足した場合に、画面表示や音声で通知できること。

1-6-6 トレー脱着装置が設置されていない状況でも、薬品の払出しを継続できること。

1-6-7 空トレー装置は、2 台以上設置できること。

1-6-8 外形寸法は、W600mm×D850mm×H1930mm 以内であること。

1-6-9 重量は、199kg 以内であること。

1-7 完了トレー装置（トレー脱着装置 方式）

1-7-1 完了トレー装置は、薬品や注射箋を払い出したトレーを積載する装置であること。

1-7-2 装置 1 台につき、深型トレーを 26 個以上積載できること。

1-7-3 トレー脱着装置を自動的に装置内に引き込めること。

1-7-4 トレー脱着装置を用いて、一度に 13 個以上のトレーを取り出せること。

1-7-5 トレーが最大積載数に達した場合に、画面表示や音声で通知できること。

1-7-6 トレー脱着装置が設置されていない状況でも、薬品の払出しを継続できること。

1-7-7 完了トレー装置は、2 台以上設置できること。

1-7-8 外形寸法は、W600mm×D850mm×H1850mm 以内であること。

1-7-9 重量は、199kg 以内であること。

1-8 トレー脱着装置（旧 完了トレー装置用）

1-8-1 トレー脱着装置は、空トレー装置・完了トレー装置と接続し、自動的にトレーの供給や積載ができる装置であること。

1-8-2 完了トレー装置内部に設置できること。

1-8-3 完了トレー装置が自動的に装置内に引き込める構造であること。

1-8-4 一度にトレーを 13 個以上積載できること。

1-8-5 トレーを積載した状態で移動できること。

1-9 サカセ B4 深型トレー

1-9-1 B4 深型トレーは、処方データに応じて薬品を払い出すためのトレーであること。

1-9-2 トレーは、既存の注射薬カートに収納できること。

1-9-3 トレー内部に小分けトレーを用いることにより、処方データごとに薬品を分割して払い出せること。

1-9-4 トレーは積み重ねられること。

1-9-5 トレー側面には、以下の情報を表示できるトレー表示器を取り付けられること。

●患者名 ●施用日 ●病棟名

1-9-6 トレーは帯電しにくい樹脂製であり、ほこりなどが付着しにくいこと。

1-9-7 トレーの内側寸法は、W250mm×D350mm×H95mm 以上であること。

1-9-8 トレーの重量は、780g 以下であること。

1-10 サカセ小分けトレー

1-10-1 サカセ小分けトレーは、B4 トレー内を分割するためのトレーであること。

1-10-2 小分けトレーは、B4 トレー内に 4 個セットできること。

1-10-3 小分けトレーは積み重ねられること。

1-10-4 小分けトレーは帯電しにくい樹脂製であり、ほこりが付着しにくいこと。

1-11 トレー表示システム

1-11-1 トレー表示システムは、電子ペーパーを用いて個々のトレーの情報を表示することができるシステムであること。

1-11-2 トレー表示器に表示する情報を管理できること。

1-11-3 トレー表示器に対して、以下の情報を送信できること。

●患者名 ●施用日 ●病棟名

1-12 トレー表示器

1-12-1 トレー表示器は、表示する情報を自由に切り換えることができる視認性の良い電子ペーパーであること。

1-12-2 以下の情報を表示できること。

●患者名 ●施用日 ●病棟名

1-12-3 表示するデータを任意に切り替えられること。

1-12-4 リモコンの操作により、画面を非表示にして個人情報などを一時的に隠せること。

1-13 トレー表示器リモコン

1-13-1 トレー表示器リモコンは、トレー表示器を操作できるコントローラーであること。

1-13-2 表示器の画面は、リモコンのボタンを押すだけで別表示へ切り替えられること。

1-13-3 表示器の画面を非表示にし、個人情報などを一時的に隠す操作ができること。

注射薬払出システム 明細書

参考銘柄

メーカー等	品名	品番	数量
トーショー	注射薬払出システム/UNIPUL5000		1式
	(内訳)		
	ディスペンサーユニット	IS5-DS-1J	1
	注射箋プリンターユニット(カラーレーザー仕様)	KS5-PTL-2J	1
	ラベルプリンターユニット	KS5-LI4-1J	1
	薬品返却ユニット	IC5-AR-2J	1
	空トレイユニット	ND5-EC-2J	2
	完了トレイユニット	ND5-EC-2J	2
	トレイ表示システム	IR-BOX-TS	1

契約書（案）

件名	注射薬払出システム			
契 約 金 額	¥ 円			
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ 円				
品名	品質・規格	数量	単価	金額 円
注射薬払出システム	明細書のとおり	明細書のとおり		
履 行 期 限	令和 9 年 3 月 2 6 日			
履 行 場 所	新潟市民病院（新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7）			
契約保証金	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第 3 4 条第 3 号により免除			

上記物品供給について新潟市民病院を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

乙 住所
名称
代表者名

明細書

メーカー等	品名・型式・機能等	品番	数量

保守体制

①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

②支援体制

年間を通じて 24 時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けてから、24 時間以内に現場にて対応ができる体制であること。

③保証期間

納入検査確認後、1 年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

物品供給契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する

率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は代金の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。
- 5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- (談合その他の行為による解除等)
- 第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。
- (賠償額の予定)
- 第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。
- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- (乙の解除権)
- 第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。
- 2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であつて、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることを行う。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求を行う。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。